

指名停止中の業者一覧表

令和8年4月1日 現在

現在、本宮市における有資格業者で指名停止中の者は下記のとおりです。

業者名 役職名	代表者名 住所	停止開始日 停止終了日 停止期間	事件名 停止理由及び適用条項
1 昭和建設工業 株式会社 代表取締役 滝田 幸生 福島県郡山市虎丸町14-9		令和8年04月01日 令和8年04月21日 3週間	令和8年2月4日、当該人が元請負人として施工中の県中建設事務所発注「河川(補助)工事(護岸)」(第24-41320-0062号)において、バックホウにて残土撤去工の整地作業を行っていた際、ゴミ回収作業を行っていた下請作業員がバックホウと接触し負傷した。 この事故では、関係請負人の作業員が労働安全衛生法に違反しないよう必要な指導が行われていなかったことなど、安全管理の措置が著しく不適切であったと判断される。 工事関係者事故 ●基準別表第1の8
2 菅野建設 株式会社 代表取締役 菅野 日出喜 福島県福島市新町6-33		令和8年04月01日 令和8年04月14日 2週間	令和6年12月18日、当該人が石橋・菅野特定建設工事共同企業体の構成員として施工中の福島県教育委員会発注「安達地区特別支援学校小中学部新築(建築)工事」(第23-70011-0013号)において、下請作業員が建物の型枠組立作業を行う際、墜落防止措置が講じられていない箇所へ移動して作業を行い、段差に足をとられ落下し負傷した。 この事故では、作業員が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置等が講じられていなかったことなど、安全管理の措置が不適切であったと判断される。 工事関係者事故 ●基準別表第1の8
3 石橋建設工業 株式会社 代表取締役 石橋 英雄 福島県本宮市高木字舟場25-8		令和8年04月01日 令和8年04月14日 2週間	令和6年12月18日、当該人が石橋・菅野特定建設工事共同企業体の代表者として施工中の福島県教育委員会発注「安達地区特別支援学校小中学部新築(建築)工事」(第23-70011-0013号)において、下請作業員が建物の型枠組立作業を行う際、墜落防止措置が講じられていない箇所へ移動して作業を行い、段差に足をとられ落下し負傷した。 この事故では、作業員が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置等が講じられていなかったことなど、安全管理の措置が不適切であったと判断される。 工事関係者事故 ●基準別表第1の8